

SAGA BAR プロモーション事業「飲食店連携」委託業務仕様書

1. 目的

県では、佐賀県産の日本酒、焼酎、リキュール等（以下「佐賀酒」という。）を通して、有田焼等の伝統工芸品や県産食材などの佐賀のホンモノを体感できる「SAGA BAR」の取組を推進することにより、日本酒どころ佐賀を全国に発信し、佐賀酒の需要喚起や販路開拓につなげるため、SAGA BAR プロモーション事業を展開している。

本プロモーション事業においては、影響力かつ発信力のある飲食店等と連携することで、消費者に佐賀酒の楽しみ方や飲み方を提案できる拠点を作り、継続的に佐賀酒を消費者に訴求することで、佐賀酒の販路拡大や継続的な消費につなげることを目指す。

2. 摘要

本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、本仕様書に記載のない事項であっても、本県と決定委託事業者が協議して定めた事項についてはこれを遵守し、業務の遂行に当たらなければならない。

また、業務の実施にあたっては、関係者と連携を密にすること。

3. プロモーション事業の前提条件

委託業務を実施するにあたっては、以下の条件を満たすこととする。

- (1) 福岡県内の飲食店等（飲食の提供が可能であれば宿泊施設も可）10 店舗程度と連携した取組とする。
- (2) イベントの実施期間は、1 店舗につき計 1 週間から 1 か月程度とする。なお、全店舗同時に実施するか、店舗ごとに異なる時期に実施するか等、手法は問わない。
- (3) イベント時に提供する佐賀酒は、県内酒蔵の商品（市場に流通しているもの）を各蔵から可能な限り 1 銘柄以上選定すること。ただし、仕入れの状況やイベントの性質によっては、県と受託者との協議により、商品数を限定することができる。

4. 業務内容

委託業務の内容は以下のとおりとし、各種法令の遵守に努め、効果的な事業展開を図るものとする。

(1) プロモーション事業の企画関連

- ・目的を達成するための企画の立案、ターゲット設定、プロモーションの実施設計等を行うこと。

(2) 飲食店等の選定

- ・設定したターゲットへの影響力があり、かつ、発信力のある飲食店等を選定する

こと（ジャンル、業態は問わない）。

- ・佐賀酒について学ぶ意欲の高い飲食店等であること。
- ・佐賀酒の仕入れにあたり、幅広い佐賀酒を取り扱うことができる飲食店等であること（5蔵5銘柄以上）。
- ・佐賀酒を仕入れるルートを持っていること、又は、イベントをきっかけに佐賀酒を仕入れることが可能な飲食店等であること。
- ・イベント実施後も継続して佐賀酒を取り扱ってもらえる可能性のある飲食店等であること。
- ・飲食店等の選定にあたっては、飲食店等の基礎情報のほか、飲食店等と取引がある酒販店情報も含めリスト化し県へ提出すること。

(3) イベント運営関連

- ・来店者に佐賀酒に対するポジティブな印象を持ってもらい、リピートにつながるような佐賀酒の楽しみ方を提案すること。
- ・来店者に佐賀酒の特徴や特性などを知ってもらうための工夫をすること。
- ・連携する飲食店等に佐賀酒等に対する理解を深めてもらうことを目的に、県内酒蔵や県産品（県産の食材や加工品）販売店舗等の視察を計2回実施すること。
- ・イベント期間中、連携する飲食店等の店内外に SAGA BAR を印象づけるようなレイアウトや空間装飾を施すこと。
- ・佐賀酒と合わせて料理を提供する場合は、伝統工芸品や県産食材を積極的に使用すること。
- ・県から備品を貸し出す場合、受託者の責任のもと、運搬・運送すること。
- ・イベントは、連携する飲食店等の営業時間内に実施し、運営についても基本的には飲食店等に委ねること。ただし、通常営業のオペレーションとは異なる運営をする場合（招待制のイベント、ゲスト出演、〇〇とのコラボレーションイベントなど）は、受託者が運営を担うこと。
- ・連携する飲食店等が県産品を使ったメニュー開発の試作や提供する佐賀酒を選定するための試飲などに係る経費（試作用の食材費や試飲用の佐賀酒購入費等）は、原則として本業務委託の費用として計上すること。
- ・イベント時に提供するメニューに使用する食材や佐賀酒の仕入れなどに係る経費は、連携する飲食店等で負担すること。
- ・イベント期間中に、佐賀酒や伝統工芸品等を販売することも可能とする。

(4) イベント実施報告

- ・イベント期間中又は終了後に、売上状況（商品別の提供数、レジ通過人数、売上額等）や来店者数（正確な数字が把握できない場合は推計値で可）を報告すること。
- ・上記のほか、来店者の感想、意見、要望、苦情、課題や改善点など必要に応じ

て連携する飲食店等や来店者等へヒアリングを行い、県に適宜共有すること。

(5) 広報関連

- ・イベント来店促進のため、ターゲットに向けた戦略的な広報計画を策定したうえで、効果的な手法によりイベント告知を行うこと（媒体選定、実施方法等を提案）。
- ・各店舗で実施するイベントが一体的かつ連動した企画であることを示すためのメインビジュアルを制作すること。
- ・来店者に佐賀酒を訴求するため、ツールを制作すること。
例：メニュー表、卓上POP、卓上のぼり、店内ポスター等
- ・事後広報に活用するため、各エリアで実施するイベントの記録写真を撮影すること。
- ・SAGA BAR の取組として発信していけるよう、アーカイブのコンテンツを作成すること。

(6) アンケートの実施

- ・佐賀酒に関する認知や評価、意見、取組の効果測定等のため、各イベント期間中に来店者へのアンケートを実施すること。
- ・アンケートの項目は、県と協議のうえ決定する。
- ・アンケートの実施及び集計作業等は、県が指定するデジタル化総合プラットフォーム「ロゴフォーム」を活用すること。
- ・アンケートの回収率を上げるための工夫をすること。

5. 成果指標

受託者は、次に掲げる成果指標の達成に努めること。

- ・イベント終了後、連携する飲食店等での佐賀酒の新規取引 1 店舗あたり 1 銘柄以上

6. 各種手続き

- ・酒税法や食品衛生法など、酒類や食品の提供及び小売販売に伴う関係法令や保健所、国税局等の所轄官庁の指導を遵守すること。
- ・イベント実施にあたり、連携する飲食店等や運営スタッフの負傷や提供する食品等に起因する食中毒の発生、その他のトラブル等に対応できるよう、賠償責任保険等に参加し、イベント前日までに保険証券等の関係書類の写しを県に提出すること。

7. 履行期間

令和 年 月 日から令和8年3月31日まで

8. 成果品等

受託者は、次に掲げる成果物を指定する部数ずつ、本県が指定する納入期限までに納めるものとする。

(1) 実績報告書 1 部

(2) その他、本県と受託者が合意のうえ、成果品として提出を求めるもの

※紙で作成する成果品（実績報告書等）については、電子データでも 1 部納品するものとする。